

申請・相談窓口の変更について（衛生課薬事業務）

令和2年4月1日から水戸市が中核市に移行し、水戸市保健所が設置されることに伴い、お住まいや施設の所在地が水戸市の場合、保健所への申請や相談窓口が、令和2年4月1日以降、以下のとおり変更になります。



■ お住まいや施設の所在地が、水戸市の場合

申請・届出・相談先		水戸市保健所 (令和2年4月1日から設置されます)	茨城県水戸保健所 (令和2年4月1日から茨城県中央保健所に名称が変わります)
主な申請・届出・相談内容			
薬局・ 店舗販売業	開設許可新規申請・許可更新申請	○	×
	薬局製剤関係申請・届出	○	×
	変更届・取扱処方箋数届・薬局機能情報報告	○	×
	麻薬関係申請・届出	○	×
	管理者兼務許可申請	○	×
高度管理・管理医療機器販売業・貸与業	高度管理医療機器販売業・貸与業、管理医療機器販売業・貸与業に関する申請・届出	○	×
卸売販売業	開設許可新規申請・許可更新申請等	○	×
	麻薬関係申請・届出	○	×
毒劇販売業・製造業等	新規申請, 更新申請, 変更届等	○	×
免許関係事務	薬剤師免許証, 販売従事登録証に関する申請・届出	○	×

■ お住まいや施設の所在地が、笠間市・小美玉市・茨城町・大洗町・城里町の場合は、上記の全ての窓口が、従来どおり、茨城県水戸保健所（令和2年4月1日から茨城県中央保健所に名称が変わります）になります。

■ 水戸市保健所（令和2年4月1日から設置されます）

〒310-0852 水戸市笠原町 993-13 TEL 029-243-7329（医事薬事室 直通）

■ 茨城県水戸保健所（令和2年4月1日から茨城県中央保健所に名称が変わります）

〒310-0852 水戸市笠原町 993-2 TEL 029-243-9437（衛生課 直通）

